

令和6年度 第1回安芸市森林整備促進協議会 議案書

1. 開会

2. 議案

第1号議案	構想策定に合わせた協議会名称の変更について	P 1
第2号議案	令和5年度事業（実績見込み）について_森林環境譲与税の活用	P 2
第3号議案	令和6年度事業計画について	
	・安芸市流域森づくり構想の進捗管理	P 3
	・安芸市流域森づくり構想の情報発信	P 6
第4号議案	安芸市流域森づくり構想ロゴの管理について	P 7

3. その他 P15

4. 閉会

日時 令和6年5月24日（金） 15時00分～16時30分
場所 安芸市防災センター3階会議室

第 1 号議案 構想策定に合わせた協議会名称の変更について

■ 令和 5 年度第 3 回安芸市森林整備促進協議会で提案のあった協議会名称変更

- ・変更名称案 「安芸市流域森づくり委員会」
- ・変更時期 現在の委嘱期間満了後の令和 6 年 10 月 1 日

第2号議案 令和5年度事業（実績見込み）について_森林環境譲与税の活用

事業	活用額 (千円)	備考
緊急間伐総合支援事業 (みどりの環境整備支援事業)	4,840	未整備のまま高齢林へと移行している人工林の間伐等の作業（間伐、作業道整備等）に要する経費について補助金を交付 ・ 保育間伐：68.93ha ・ 搬出間伐：1.68ha ・ 作業道整備：2,957m
森林経営管理事業	211	安芸市森林整備促進協議会 ・ 報償費
	9,548	安芸市流域森づくり構想の策定業務委託 ・ 令和4年度：5,742千円 ・ 令和5年度：9,548千円
	90	安芸市流域森づくり構想策定のための先進地視察（本山町）
	5,289	森林経営管理制度に基づく意向調査等の実施 ・ 会計年度任用職員人件費、需用費等
	7,700	森林施業境界明確化業務委託 ・ 入河内地区：297.4ha ・ 大井地区：111.4ha
	865	安芸市里山林整備事業費補助金等による里山林の整備 ・ 補助金活用：5件
	500	安芸市木堀設置支援事業費補助金による木材利用促進 ・ 1件
	1,508	安芸市木質資源利用促進事業費補助金による木材利用促進 ・ 農業用ペレットポイラー機器更新（1件）
	807	安芸市林業新規就業者確保支援事業費補助金による担い手対策 ・ 2名（1事業体） ・ 住宅確保費、家賃等の補助
	41	安芸市造林事業費補助金による再造林促進 ・ 2.64ha
自伐型林業推進事業	5,659	< 自伐型林業推進業務委託 > ・ 体験研修実施（3回、11名） ・ ステップアップ研修実施（3回、13名） ・ 中山間地域での地元協議（入河内地区） < 自伐型林業マッチングフォーラム出店 > ・ 大阪市
森林環境整備事業	4,620	林道の維持管理 ・ 林道畑山奥西川線：路面・側溝の維持管理（L=9.3km） ・ 林道江川別役線：道路舗装工事（L=45.0m） ・ 林道名村川線：側溝の維持管理（L=2.3km） ・ 林道マタタ線：側溝の維持管理（L=30m）
市役所新庁舎木材利用	86,800	市産材のヒノキやスギ材のCLTを活用 ・ 市産材ヒノキ：フローリング、窓口カウンターや議場家具等、市民スペースの机・イスに活用
合計	128,478	

第3号議案 令和6年度事業計画について

テーマ	アクションプラン	備考	進捗管理・達成度把握
森づくり	No.1 河川環境保護のための森林整備		今後、更に協議が必要
	No.2 自然科学的根拠に基づく森林ゾーニング		今後、更に協議が必要
	No.3 再造林の促進	安芸市造林事業費補助金による再造林促進	既存事業
	No.4 目標林型に応じた間伐等の施業	安芸市みどりの環境整備支援事業費補助金による間伐、作業道整備等の支援	既存事業
	No.5 広葉樹林の森林整備、利用促進		今後、更に協議が必要
	No.6 里山林の整備	安芸市里山林整備事業費補助金等による里山林の整備	既存事業
	No.8 生物多様性の保全	・別役地域での野生生物モニタリング調査 ・生物多様性保全の取組協議	すでに達成 ・自然共生サイト認定（別紙参照）
	No.9 環境先進企業とすすめる協働の森づくり	・三菱商事株式会社 ・東京海上日動火災保険株式会社	既存事業
	No.10 林道、作業道の延伸、維持修繕	林道の維持管理、開設補助	既存事業
	No.11 森林経営管理制度に基づく森林整備	・森林所有者の相続人調査、森林経営の意向調査 ・森林施業境界の明確化	既存事業
	No.12 森林経営計画策定の推進、長期施業契約の締結促進		今後、更に協議が必要
	No.13 林業事業者の労働環境改善、安全対策の推進、魅力の発信		今後、更に協議が必要
	No.14 野生動物との共存	・捕獲による「個体数調整」 ・防護柵設置補助による「被害の防除」	既存事業
	木づかい	No.15 安芸市産材の活用を含めたサプライチェーンの構築	
No.16 安芸市の街並みと暮らしを豊かにする木材（素材）利用		安芸市木堀設置支援事業費補助金による木材利用促進	既存事業
No.17 木質バイオマスエネルギーの利活用による脱炭素化の取組		安芸市木質資源利用促進事業費補助金による木材利用促進	既存事業（拡充）
No.18 民間事業者による商品開発の推進			今後、更に協議が必要
No.19 子どもたちの感性を育む木育の推進			今後、更に協議が必要
No.20 特用林産業の振興		安芸市特用林産業新規就業者支援事業費補助金による担い手育成	既存事業
No.21 公共建築物への木材利用促進		・公共建築物の設計・管理部門との勉強会開催 ・材工分離発注の課題等の検討	すでに達成 ・安芸市役所新庁舎への木材利用 ・統合中学校への木材利用

第3号議案 令和6年度事業計画について

テーマ	アクションプラン	備考	進捗管理・達成度把握
まちづくり	No.22 東山森林公園のリニューアル	<p><森林公園の維持管理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・東山森林公園、内原野山村広場の環境整備（草刈り） ・東山森林公園のトイレ定期清掃、木造施設火災保険等 <p><東山森林公園リニューアル></p> <ul style="list-style-type: none"> ・リニューアル計画作成、樹木医による樹木診断、市民ワークショップ開催 ・先行してのリニューアル（案内看板等の更新、遊歩道の整備等） ・市制70周年記念、森林学習・記念植樹イベント 	令和6年度スタート
	No.23 安芸市のシンボルとしての妙見山周辺の森林環境の活用		今後、更に協議が必要
	No.24 森林空間や歴史・ストーリーを活用した体験・観光の推進		今後、更に協議が必要
	No.25 安芸市流域森づくり構想の情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・SNSでの情報発信（インスタグラムの活用） ・動画による情報発信（ユーチューブの活用） 	すでに達成 ・安芸市HPにサイトを開設 ・「安芸市流域森づくり通信」の発行
	No.26 森林を通じた教育（森林環境教育）		今後、更に協議が必要
	No.27 森づくりへの市民参加促進、ネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・林業研修会、市民ワークショップの開催 ・先進地視察 	すでに達成 ・市民団体による森林浴イベントの開催（別紙参照）
	No.28 森林保全団体の育成・支援、コミュニティづくり等に係る市民活動への助成		今後、更に協議が必要
	No.29 森づくりへの民間ノウハウや資本の活用、地域のおもろ産業・異業種との連携		今後、更に協議が必要
担い手対策	No.30 森林で活躍する、森林を通じて自己実現できる人づくり	<p><安芸市林業新規就業者確保支援事業費補助金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業新規就業者の家賃等の住居費補助 <p><安芸市緑の担い手育成事業費補助金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業研修を行う研修生を受け入れて研修指導を行う林業事業者等に補助を行う。 	既存事業
	No.7 テストフィールドとしての市有林の活用 No.30 森林で活躍する、森林を通じて自己実現できる人づくり	自伐型林業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・体験研修、ステップアップ研修の開催 ・地域おこし協力隊の募集 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存事業 ・令和6年度スタート
その他	安芸市流域森づくり構想の推進	安芸市森林整備促進協議会（報償費）	既存事業

第3号議案 令和6年度事業計画について (すでに達成しているアクションプラン)

■ No.8 「生物多様性の保全」

自然共生サイト認定

別役地域にある三菱商事株式会社の社有林と安芸市の市有林が、「三菱商事 千年の森（通称：彌太郎の森）」として環境省の自然共生サイトに認定されました。

この「自然共生サイト」とは、ネイチャーポジティブ（2030年までに生物多様性の現在の損失を止め、回復軌道に乗せるという国際的な取り組み）の実現に向けて、「生物多様性の保全が図られている区域」を国が認定する仕組みのことで、「彌太郎の森」は、地域的に孤立している個体群で特にその規模が極めて小さく絶滅の恐れがあるツキノワグマなどの希少な野生生物の移動経路として機能しています。適切な維持管理及びモニタリングを実施し、自然共生サイトの優良事例となることを目指していきます。



■ No.27 「森づくりへの市民参加促進、ネットワークづくり」

森林浴イベント「歩く森林浴 / 歩かない森林浴」開催

市民団体「フォレストオーシャン」主催による森林浴イベントが5月4日の「みどりの日」に東山森林公園で行われました。イベントは海が見えるベンチまで行って帰ってくる「歩く森林浴」と、木漏れ日の中でハンモックやアウトドアチェアに腰掛けて静かに森時間に身を委ねる「歩かない森林浴」の2部構成になっています。約20人の参加者は森林ガイドの案内のもと、5月の清々しい森の中をゆっくりと歩きました。午後の「歩かない森林浴」では、森林浴のバリアフリー化を大切にしたプログラムが用意されていて、駐車場のすぐ近くの木立の中に準備された広場（「森林浴場」）で贅沢な時間を過ごしました。



第3号議案 令和6年度事業計画について (安芸市流域森づくり構想の情報発信)

■ SNSでの情報発信（インスタグラムの活用）

<目的・狙い>

- ・安芸市の森林・林業・木材産業の日常を小まめに発信することで、「林業はどのような仕事をしているのか分かりにくい」といったイメージを変え、認知度を向上させる。
- ・研修やイベント、補助などの情報をタイムリーに発信し、情報収集をSNSで行う市民層（ユーザー）に訴えかけ、ユーザーとのコミュニケーションを図る。
- ・安芸市の森林風景（自然風景に留まらず、林業、製材業、建築業などの『森の仕事』の風景を含む）をアップし、「安芸市の森づくり」の世界観を発信する。

■ 動画による情報発信（ユーチューブの活用）

<誰に、何を、どのように届けたいか>

誰に（ターゲット）

- ・年齢層は限定しない。
- ・林業への就業に興味がある人（地方移住）
- ・森林保全や環境問題に関心がある人
- ・森林環境を活用した取組（教育、子育て、観光）に関心がある人

何を（内容、コンセプト）

- ・安芸市の森林・林業・木材産業、森づくりの市民活動、森林の魅力等を、動画が持つ直感的な分かりやすさ、没入感を活用して発信する。
- ・「語り手」の視点（一人称）を通じて上記の話題を分かりやすく表現する。視聴者は「語り手」が体験していく「安芸市の森づくり」の世界を追体験する。
- ・4分～5分程度の動画（音楽を使い、内容はテロップで伝える）

■ 情報発信

- ・発信名義 【案】安芸市流域森づくり委員会 情報発信WG（ワーキンググループ）
- ・情報発信の運用ルール等の詳細は、まちづくり部会で協議する。

▼アカウント作成のイメージ



▼アカウント作成のイメージ



第4号議案 安芸市流域森づくり構想ロゴマークの管理について

■ 構想ロゴマークの利用規約を定める（別添の利用規約（案）参照）

<利用規約に必要な項目>

- ・ロゴマークデータを保管する安芸市農林課から取得したデータのみを使用すること。
- ・ロゴマークの使用にあたっては「ロゴマーク利用ガイドライン」を遵守すること。
- ・使用する場合には、安芸市流域森づくり構想を管理する安芸市農林課に利用申請をして許可を得ること。

<使用可能な利用目的>

- ・安芸市流域森づくり構想の普及のための利用
（配布物、ポスター、グッズ、WEB、メディア媒体など）
- ・アクションプランに関連する取組での活用
- ・商用利用

■ ロゴ活用例

5月4日に開催した森林浴イベントでの活用例



その他

安芸市流域森づくり構想ロゴマーク 利用規約（案）

安芸市では、安芸市流域森づくり構想の想いや本構想が目指す森づくりのビジョンを分かりやすく伝えるためのスローガン「BLUE FOREST, BLUE OCEAN.」のロゴマーク（安芸市流域森づくり構想ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という））を作成しました。

ロゴマークの利用目的は、安芸市流域森づくり構想を紹介する場合に限ります。この目的以外のロゴマークの利用はできません。

■ 利用条件

ロゴマークの二次利用（安芸市が安芸市流域森づくり構想を推進するために利用する場合以外の利用）に関しては、以下の条件を満たした場合に限り、その使用を許諾します。その際は安芸市が用意する利用同意書に同意していただくこととなります。

1. 二次利用した成果物が「ロゴマーク利用ガイドライン」に従っている場合。
2. 二次利用した成果物を安芸市が認めた場合。

■ 二次利用に関する規約

- ・ロゴマークを変更しないなど安芸市が定めた「ロゴマーク利用ガイドライン」を遵守すること。
- ・ロゴマークは安芸市から提供を受けたデータのみを使用することとし、誌面等をスキャンしたり複製したりしたものを使用しないこと。
- ・コンテンツを転用した印刷物、ホームページ等を制作する際、その都度、安芸市に適切な使用かどうかを確認すること。
- ・ロゴマークの二次利用により発生した一切の直接・間接の損害ないし危険はすべて二次利用者のみが負うこと。
- ・コンテンツ、またはそれらを転用したものを安芸市の許可なくして、有料で配布しないこと。
- ・コンテンツ、またはそれらを転用したものを法令、公序良俗や社会通念に反するウェブサイト、出版物等に掲載または放映しないこと。また、コンテンツ、またはそれらを転用したものを法令、公序良俗や社会通念に反する法人・団体等に配布しないこと。
- ・ロゴマークを「安芸市流域森づくり構想」関連以外の目的に利用しないこと。
- ・安芸市が使用を不相当とみなした場合、すぐに使用を取りやめること。

■ 審査の流れ

- ・申請書、ロゴマークを利用した成果物のサンプルを安芸市に提出する。
 - ※サンプルの範囲：成果物が掲載されている該当箇所のみで構いません。
 - ※サンプルの形式：印刷物の場合は入稿データ（PDF）など、Webの場合は公開前サイトのスクリーンショットなど
- ・上述の利用条件に合致しているかを安芸市が審査し回答します。
 - ※必要に応じて修正を依頼することがあります。



「BLUE FOREST BLUE OCEAN」
ロゴマーク利用ガイドライン

2024年3月

基本形最小サイズ



w:15mm

保護エリア



このエリアには文字や図柄を
入れないでください



よこ組(バリエーション)



基本形最小サイズ



w:35mm

保護エリア



このエリアには文字や図柄を
入れないでください



C : 90 M : 0 Y : 34 K : 35



C : 100

BLUE
FOREST
BLUE
OCEAN

安芸市流域森づくり構想

～森から海へ、すべての人にその恩恵が行き渡るまちづくり～

BLUE BLUE
FOREST OCEAN

安芸市流域森づくり構想

～森から海へ、すべての人にその恩恵が行き渡るまちづくり～



基本表示色



C : 90 M : 0 Y : 34 K : 35



C : 100



●単色での使用

スミ 100% : 濃度は変えない。

カラー使いの場合は「碧色」か「シアン」が原則。(濃度は変えない)

モノクロ



白抜き

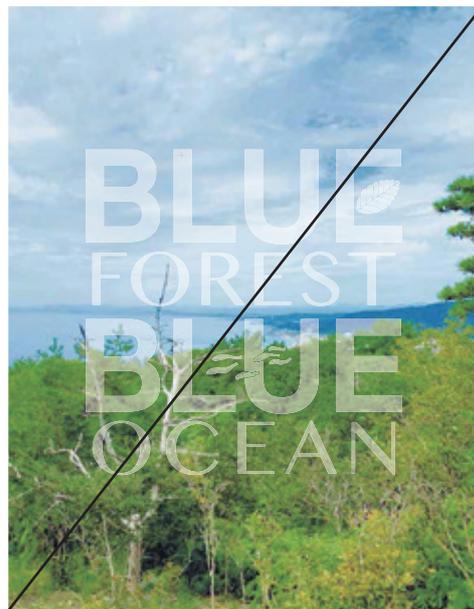


使用禁止例

下記のような誤ったロゴマークの使用は避けてください。



指定のカラー以外の使用を禁止します。



ロゴが認識しづらい濃度は禁止します。



指定カラーが認識しづらい場合は保護エリアを使用すること。



ロゴマークの背景などに図形などの要素を被せない。

安芸市森林整備促進協議会委員(敬称略)

	所属	役職	氏名	備考
1	高知東部森林組合	代表理事組合長	畠山 敬介	会長 意欲と能力のある林業経営者 森林経営管理法第36条第2項の県公表事業者
2	意欲と能力のある林業 経営者	別役林業 株式会社 代表取締役	小松 良幸 (代理:小松豊則)	森林経営管理法第36条第2項の県公表事業者
3	意欲と能力のある林業 経営者	有限会社 小松林材 代表取締役	小松 慎也 (代理:小松高志)	森林経営管理法第36条第2項の県公表事業者
4	育成経営体	清水産業株式会社四国事業所 所長	有光 信一	森林経営管理法第36条第2項の県公表事業者
5	安芸林産業活性協議会	代表	秋山 大介	有限会社 秋山木工場 代表取締役
6	安芸建設協会	副会長	石建 守	株式会社 石建組 取締役
7	安芸商工会議所	常議員	公文 伸也	株式会社 公文建設 代表取締役
8	高知県木質バイオマス エネルギー利用促進協 議会	副会長	安岡 浩史	有限会社 安岡重機 代表取締役
9	芸陽漁業協同組合	代表理事	門田 寛三	
10	株式会社 井上建築	取締役	井上 有加	
11	Hostel 東風ノ家	代表	仙頭 杏美	一般公募委員
12	土佐備長炭一 ICHI	代表	近藤 寿幸	一般公募委員
13	安芸森林管理署	地域林政調整官	柳園 和男	
14	安芸林業事務所	振興課長	川久保 宜幸	
15	安芸市	副市長	竹部 文一	
	一般社団法人 高知県 木材協会	コーディネーター	松岡 良昭	オブザーバー
	高知県森林組合連合会	奈半利共販所 所長	中平 英明	オブザーバー

安芸市森林整備促進協議会設置要綱

(設置)

第1条 関係機関の連携の下、森林資源の適切な管理と林業の成長産業化の両立を図ることを目的に安芸市森林整備促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議等を行う。

- (1) 森林経営管理法に基づく森林整備とその促進及び森林環境譲与税を活用した取組等に関すること。
- (2) 林業・木材産業成長化の促進に関すること。
- (3) その他林業の振興に必要な施策に関すること。

(組織)

第3条 協議会は委員15名以内をもって組織する。

- 2 委員は、林業・木材産業関係者、その他市長が適当と認める者から市長が委嘱する。
- 3 委員とは別にオブザーバーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員が欠ける場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、必要に応じて委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合は、代理人を出席させることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、農林課林業振興係において処理する。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の同意を得て会長が定める。

附則

この要綱は、令和2年8月28日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。